

盛岡広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年3月4日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1 (1) 路線名 盛岡横手線
  - (2) 供用開始の区間
    - ア 盛岡市材木町5番8地先から12番11地先まで
    - イ 盛岡市材木町12番11地先から盛岡駅前北通114番54地先まで
    - ウ 盛岡市城西町46番3地先から下厨川字稻荷向6番地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成23年3月4日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで
- 2 (1) 路線名 盛岡和賀線
  - (2) 供用開始の区間
    - ア 盛岡市城西町48番13地先から下厨川字稻荷向6番地先まで
    - イ 盛岡市下太田杉田36番地先から47番1地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成23年3月4日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで
- 3 (1) 路線名 盛岡環状線
  - (2) 供用開始の区間 岩手郡滝沢村滝沢字平蔵沢160番1地先から鶴飼字外山178番4地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成23年3月4日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで
- 4 (1) 路線名 盛岡鶯宿温泉線
  - (2) 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字鶯宿第10地割字夜明沢21番52地先から第6地割字大栗平31番1地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成23年3月4日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで
- 5 (1) 路線名 不動矢巾停車場線
  - (2) 供用開始の区間 紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割字中村96番4地先から大字又兵エ新田第7地割字曲戸230番地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成23年3月4日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで
- 6 (1) 路線名 矢巾停車場線
  - (2) 供用開始の区間 紫波郡矢巾町大字西徳田第1地割字沼田2番12地先から大字藤沢第1地割字関間135番5地先まで

- (3) 供用開始の期日 平成23年3月4日
- (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
  - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで